

矢板市上下水道事業料金関係業務委託について

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月24日

矢板市長 森 島 武 芳

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 矢板市上下水道事業料金関係業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
なお、契約締結日から業務委託開始日までの期間は、研修及び業務開始準備期間とし、当該期間に関する経費については、受託事業者負担とする。
- (3) 履行箇所 矢板市水道事業給水区域
- (4) 業務概要 次に掲げるとおりとし、詳細については別途「令和8年度矢板市上下水道事業料金関係業務委託仕様書」を参照すること。
① 検針、開閉栓、給水停止に関する業務
② 上下水道料金の収納・精算等に関する業務
③ 量水器の交換等に関する業務
④ 給水装置工事に関する業務
⑤ 電算処理に関する業務
- (5) 最低制限価格 無し

2 条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

1の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。

- (2) 「その他の役務提供（N-13 その他の役務提供）」で本市の令和7・8年度 物品等納入入札参加資格申請者名簿に登録されている者であること。
- (3) 栃木県及び隣接する茨城県・群馬県・埼玉県・福島県のいずれかに本店、支店 又は営業所を有する者であること。
- (4) 地方公共団体の上下水道料金関係業務（本書1-(4)の全ての業務を包括的受託 として）を3年以上元請けとして受託し、業務を履行した実績がある又は現在も 履行中である。
- (5) 本業務に従事する人員の中から、上下水道料金関係業務に精通し、3年以上の 経験を有する者を業務責任者として1名選任し、本業務の管理、履行すること。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生開始の申立てをした者 又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て をした者であっては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続に基づく入 札参加資格の再認定を受けること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（JISQ27001またはISO ／IEC27001）を取得していること。

3 条件付き一般競争入札の参加資格の事前審査

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければ ならない。

(1) 申請期限

令和8年1月15日（木） 午後5時00分（必着）

(2) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 地方公共団体の上下水道料金関係業務（本書1-(4)の全ての業務を包括的受託 として）を3年以上元請けとして受託し、業務を履行した実績がある又は現在も 履行中であることがわかるもの。（契約書の写し）
- ③ 本業務に従事する人員の中から、上下水道料金関係業務に精通し、3年以上 の経験を有する者を業務責任者として1名選任する者の実務経験年数が確認で きる会社証明の経歴書（任意様式）
- ④ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していることが 確認できるもの。（認証の写し）

※一般競争入札参加申請書は市ホームページからダウンロードとする。

矢板市ホームページ：<http://www.city.yaita.tochigi.jp>

(3) 参加申請書提出先

〒329-2192

栃木県矢板市本町5番4号
矢板市総務部財政課管財府舎整備室
電話：0287-47-6566

(4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留）による。

(5) 確認結果の通知

随時、提出書類の審査を行い、結果は令和8年1月21日（水）までに通知する。

4 仕様書及び単抜き設計書（以下「設計書」という。）の閲覧等

設計書等は、原則閲覧とするが、CD-Rの貸出も行う。

期 間：令和7年12月24日（水）～令和8年1月26日（月）

閲覧場所：矢板市保健福祉センター2階閲覧所

矢板市ホームページ

CD-R貸出場所：財政課

5 入札の日時・場所

日時：令和8年1月27日（火） 午前9時38分～

場所：矢板市生涯学習館 2階 研修室(1)

※入札参加者控室：矢板市生涯学習館 2階 研修室(2)

※待機中に、入札会場入口に配置した入札会場入場者名簿へ、業者名と入場者名を記入すること。

6 入札方法等

入札会場には入札参加業者ごとに原則1名で入場すること。

入札回数は3回までとする。

入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、矢板市建設工事等執行規則（平成9年矢板市規則第4号）を遵守すること。

入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

代理人が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

第1回目の入札の際、入札書封筒に入札書と入札金額内訳書（任意様式）を同封し、入札箱に投函すること。なお、第2回目以降の入札においては、入札金額内訳書の提出は不要とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者について、落札者とする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者の決定を行うものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

9 入札の無効

- ①入札に参加する資格を有さない者が入札したとき。
- ②入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
- ③入札に際し虚偽または不正の行為があったとき。
- ④入札書の記載事項が、不明瞭で判読できないとき。
- ⑤暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札。
- ⑥その他、入札に関する条件に違反したとき。

10 請負契約書の作成

要する。

11 支払条件

支払いに関しては、原則、業務完了後とし、契約金額を委託期間で分割し、月払いとする。

12 その他

- (1) この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳入・歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更又は解除することがある。
- (2) 当該入札及び契約に関して要した費用については、入札参加資格者及び契約相手方の負担とする。